表彰規程

（目　的）

第１条　この規程は、本組合が行う表彰について必要事項を定めることを目的とする。

（被表彰者）

第２条　表彰は、次の者について行う。

（１）組合功労者

（２）組合事務局優秀専従者

（３）組合員事業所優秀従業員

（表　彰）

第３条　表彰は、毎年の通常総会において、組合功労者に対しては感謝状を、組合事務局優秀専従者及び組合員事業所優秀従業員に対しては表彰状を授与して行う。

（選　考）

第４条　表彰の選考は、組合功労者については、理事長からの推せんのあったものについて行い、組合員事業所優秀従業員については、組合員より推せんのあったものについて行う。

２　組合事務局優秀専従者の表彰については、就業規則第○条の規定により行う。

（被表彰者の決定）

第５条　被表彰者の決定は、理事会に諮り理事長が決定する。ただし、緊急を要するものについては、理事長が決定することができる。

（組合功労者の選考基準）

第６条　組合功労者は、組合事業の推進と本組合の育成強化に尽し、その功績顕著と認められ他の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる資格を備える者でなければならない。

（１）本組合の理事長であった者

（２）本組合の副理事長として通算○年以上その任にあった者

（３）本組合の役員又は委員として通算○年以上その任にあった者

（４）本組合員又は本組合員たる法人の代表者であって、特に本組合の活動に協力して本

組合並びに当業界の発展向上に著しく寄与した者

（組合員事業所優秀従業員の選考基準）

第７条　組合員事業所優秀従業員は、責任感強く、組合員事業所の業務の遂行に功績顕著と認められ、他の従業員の範とするに足る者であって、次の各号に掲げる資格を備える者でなければならない。

（１）引続き○年以上組合員事業所に勤務している者

（２）責任感旺盛であり、他の従業員の信頼が厚く、人格、識見ともに卓越している者

（組合功労者の推せん）

第８条　組合功労者を推せんしようとするときは、推せん者は、推せんの理由を記載した書面に、次に掲げる書類を添えて理事会に提出しなければならない。

（１）履歴書

（２）功績の事実を記載した書面

（組合員事業所優秀従業員の推せん）

第９条　組合員事業所優秀従業員を推せんしようとするときは、推せん者は、推せんの理由を記載した書面に、次に掲げる書類を添えて理事会に提出しなければならない。

（１）履歴書

（２）功績の事実を記載した書面

（表彰の取消）

第10条　表彰後被表彰者に表彰の趣旨に反する行為又は表彰の体面を汚す行為があったときは、理事長は、理事会に諮り表彰を取消すことができる。

付　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。